時計、試験機器及び測定機器					
時計					一〇
試験又は測定機器					五
医療機器					
光学検査機器					
その他のもの					
その他のもの					八
レントゲンその他の電子装置を使用する機器					
その他のもの					六
その他のもの					
主として金属製のもの					一〇
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	建物	国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費補助金			
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの					五〇
給排水又は衛生設備及びガス設備	建物附属設備				一五
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの					
主として金属製のもの					一八
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	建物	原子力施設等防災対策等交付金			
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの					
その他のもの					四一
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの					三八
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの					
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの（冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの					二四
れんが造、石造又はブロック造のもの					
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの					三四
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの					
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）					二二
電気設備（照明設備を含む。）	建物附属設備				
蓄電池電源設備					六
その他のもの					一五
給排水又は衛生設備及びガス設備					一五

冷房、暖房、通風又はボイラー設備					
冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）					一三
その他のもの					一五
昇降機設備					
エレベーター					一七
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備					八
エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備					一二
放送用又は無線通信用のもの					
アンテナ					一〇
接地線及び放送用配線					一〇
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	構築物				
下水道、煙突及び焼却炉					三五
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）					
下水道、飼育場及びへい					一五
特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）	車両及び運搬具				
消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車					
タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゅう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの					五
小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）					三
その他のもの					四
測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	工具				五
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	器具及び備品				
陳列だな及び陳列ケース					
冷凍機付又は冷蔵機付のもの					六
冷房用又は暖房用機器					六
事務機器及び通信機器					
電子計算機					
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）					四
その他のもの					五